

## 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、

- 新たにテレワーク制度を導入したいと考えている企業
  - 雇用の維持や就業環境改善のために何をしたらいいかわからない企業 の皆様で、
    - 顧問社会保険労務士のいない企業
    - 1人でも従業員を雇用している個人事業主
- などからの要請に応じ、働き方改革支援員（中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家）を**無料で派遣**する制度です。

## どんな支援をしてくれるの？



### (相談の一例)

- 1 テレワークの導入にあたり、助成金の活用を考えているけれど、申請方法がよくわからなくて……
- 2 会社が地方だから、支援員は派遣してもらえないんでしょう？
- 3 初対面の支援員にいきなり会社に来られても……
- 4 個人事業主だから、支援はしてもらえないんでしょう？
- 5 とにかく何から手をつけたらいいかわからないのですが……



### (支援の一例)

- 1 助成金の申請に必要な書類をアドバイスします。
- 2 道内どこにでも支援員を無料で最大3回まで派遣します。
- 3 道庁、振興局など相談場所についてのご要望も伺います。
- 4 1人でも雇用していれば、支援員の派遣は可能です。
- 5 無料診断を受け、御社の現状や課題を見える化します(1コース3回)。

## どうやって利用するの？



お気軽に  
お申し込みください！

利用希望の方は、下記お問い合わせ先までお電話を！  
派遣要請書の記載方法などをご案内します。

### 【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室  
TEL : 011-204-5354 (内線26-469)  
FAX : 011-232-1038  
mail:keizai.korou3@pref.hokkaido.lg.jp

詳細はQRコードから

